

別紙

茨城県特定金属類取扱業に関する条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、特定金属類取扱業者又はこれらの従業者が法令違反行為等を行った場合に、茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示、営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 茨城県特定金属類取扱業に関する条例（令和6年茨城県条例第70号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、特定金属類取扱業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 条例第22条の規定に基づき、特定金属類取扱業者に対し、その特定金属類取扱業の停止を命ずることをいう。
- (3) 許可の取消し 条例第22条の規定に基づき、特定金属類取扱業者に対し、その特定金属類取扱業の許可を取り消すことをいう。
- (4) 法令違反行為 特定金属類取扱業に関し、条例、条例に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (5) 法令違反行為等 法令違反行為又は処分（条例に基づく処分をいう。ただし、この基準において、許可の取消しを除く。以下同じ。）に違反する行為をいう。
- (6) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (7) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (8) 営業停止期間 営業停止命令において特定金属類取扱業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為等の分類)

第3条 法令違反行為等は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F及びIに分類するものとする。

第2章 指示

(指示を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当し、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）の流通の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認められる場合は、指示を行うものとする。

- (1) 特定金属類取扱業者がB、C、D、E又はFに分類されるもの（処分に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (2) 特定金属類取扱業者がこれらの従業者に対し、指導及び監督その他その従業者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その従業者がB、C、D、E又はFに分類されるもの（処分に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特定金属類取扱業者又はこれらの従業者がIに分類されるものを行った場合であって、盗品等の流通の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認められるとき。

(指示の個数)

第5条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第6条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

- (1) 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置
- (2) 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、その業務の適正な実施を確保するために必要な措置
- (4) 前各号に掲げる措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときに、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項第1号から第3号までに掲げる措置の内容は、具体的かつ実施可能なもので

あって、各号の目的を達成するために必要な最小限のものとしなければならない。

- 3 第一項各号に掲げる措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付することができる。

第3章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第7条 特定金属類取扱業者がB、C、D若しくはEに分類されるものを行った場合又は特定金属類取扱業者がこれらの従業者に対し、指導及び監督その他その従業者による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その従業者がB、C、D若しくはEに分類されるものを行った場合であって、盗品等の流通の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、営業停止命令を行うものとする。

- 2 特定金属類取扱業者がFに分類されるものを行った場合又は特定金属類取扱業者がこれらの従業者に対し、指導及び監督その他その従業者による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その従業者がFに分類されるものを行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 当該法令違反行為等と同種又は類似の法令違反行為等が繰り返し行われているとき。
- (2) 当該法令違反行為等が行われた日前5年以内に、当該特定金属類取扱業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。
- (3) 当該法令違反行為等が行われた日前3年以内に、当該特定金属類取扱業者が指示を受けたことがあるとき。
- (4) 特定金属類取扱業者又はこれらの従業者が当該法令違反行為等に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合その他の特定金属類取扱業者又はこれらの従業者が引き続き特定金属類取扱業を行った場合に盗品等の流通の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(営業停止命令の範囲)

第8条 営業停止命令を行う特定金属類取扱業者に複数の営業所がある場合は、全ての営業所に対して営業停止命令を行うものとする。ただし、当該営業停止命令対象

行為に係る一部の営業所のみに対して営業停止命令を行うことで目的を達成できる場合には、その一部の営業所のみに対して営業停止命令を行うことができる。

(営業停止命令の個数)

第9条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

(営業停止命令に係る期間)

第10条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別表第1及び第2に定める法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (2) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (3) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (4) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。
- (5) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。

(営業停止命令の併合)

第11条 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、第9条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準期間 当該法令違反行為等について、前条に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれB、Dに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。
- (2) 短期 当該法令違反行為等について、前条に規定する短期のうち最も長いものとする。
- (3) 長期 当該法令違反行為等について、前条に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超

えることはできない。

(観念的競合等)

第12条 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、第9条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に該当する場合は、各法令違反行為等について第10条に規定する基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第13条 特定金属類取扱業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に、当該特定金属類取扱業者に再び営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、これらの期間は6月を超えることはできない。

(営業停止期間の決定)

第14条 営業停止期間は、第10条から前条までに規定する基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条から前条までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為による盗品等の流通の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められるとき。
- (2) 特定金属類取扱業者又はこれらの従業者が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。
- (3) 従業者が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その特定金属類取扱業者の過失が極めて軽微であると認められるとき。
- (4) 特定金属類取扱業者が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとっており、かつ、改^{しゅん}悛の情が著しいとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条から前条までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間と

することができる。

- (1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。
- (2) 法令又は処分に違反した程度が著しく大きいとき。
- (3) 営業停止命令対象行為による盗品等の流通の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められるとき。
- (4) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、同種又は類似の法令違反行為等を理由として、当該特定金属類取扱業者が指示又は営業停止命令を受けたとき。
- (5) 従業者が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その特定金属類取扱業者の過失が極めて重大であると認められるとき。
- (6) 特定金属類取扱業者又はこれらの従業者が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

第4章 許可の取消し

(許可の取消しを行うべき場合)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

- (1) 特定金属類取扱業者がAに分類されるものを行ったとき。
- (2) 特定金属類取扱業者がこれらの従業者に対し、指導及び監督その他その従業者による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その従業者がAに分類されるものを行ったとき。
- (3) 営業停止命令期間が6月であって、前条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 特定金属類取扱業者が60日以上営業停止命令を受けた日から1年以内に、当該営業停止命令の理由となった法令違反又は処分違反に係る法令の規定又は処分と同一の法令の規定又は処分に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為等（Iに分類されるものを除く。）を行った特定金属類取扱業者又はこれらの従業者が法令違反行為等を繰り返すおそれが極めて強く、特定金属類取扱業者が引き続き特定金属類取扱業を行った場合に盗品等の流通の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(情状による軽減)

第16条 前条各号のいずれかに該当する場合であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、同条の規定にかかわらず、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

(指示、営業停止命令及び許可の取消しの関係)

第17条 許可の取消しを行うときは、指示及び営業停止命令は行わないものとする。

2 営業停止命令を行う場合に、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。